

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、取引先企業や地域事業者との連携を重視し、

事業分野を越えた協業やオープンイノベーションを推進します。また、中小企業や福祉関連事業者との連携を通じて、事業承継支援や新規事業創出に取り組み、持続可能な地域経済の発展に貢献します。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

当社は、取引先との業務効率化を目的として、データの相互活用や業務のデジタル化を推進します。

共通フォーマットの活用や IT ツール導入を通じて、中小企業・福祉事業者の IT 実装を支援するとともに、情報セキュリティおよびサイバーセキュリティ対策についても助言・支援を行います。

c. 専門人材マッチング

当社は、専門知識や技能を有する人材と企業・事業者とのマッチングを促進します。

IT 人材、業務改善人材、福祉・支援分野の専門人材等との連携により、取引先の課題解決や事業成長を支援し、人材不足の解消と持続的な事業運営に寄与します。

d. 健康経営に関する取組

当社は、従業員および関係事業者の心身の健康を重視し、健康経営に関する取組を推進します。健康増進施策や働きやすい職場環境づくりに関するノウハウの共有を通じて、安心して働き続けられる環境整備に貢献します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

当社は、親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行を定めた、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守します。

取引条件の明確化、適正な価格決定、支払条件の適正化等を通じて、取引先との対等な関係を重視するとともに、取引先の経営の安定と持続的な成長に配慮した取引を行います。

また、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる不合理な取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組み、公正で透明性の高い取引関係の構築を推進します。

① 価格決定方法

当社は、不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年1回以上の協議を行い、適正な利益を含め、労働条件の改善が可能となるよう十分に協議して決定します。また、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、労務費上昇を理由とした価格交渉を拒否せず、誠実に対応します。原材料費やエネルギーコスト等の高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。契約に当たっては、契約条件を書面等により明示・交付します。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

直接の取引先だけでなく、サプライチェーンの更に先まで価格転嫁が可能となるような価格決定を行い、その旨をサプライチェーンの隅々まで伝わるよう情報発信します。

当社が関わるサプライチェーン全体の共存共栄のため、直接の取引先をはじめ、サプライチェーン全体へのパートナーシップ構築宣言の普及を図ります。

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2025年12月22日

隆ホールディングス株式会社 代表取締役 中岸 宏隆

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。